

「フロン排出抑制法」施行に伴うお客様の対応事項についてのご連絡

『フロン回収・破壊法』から『フロン排出抑制法』（2015/4/1 施行）への改正に伴い、冷媒としてフロン類が充填されている業務用の冷凍冷蔵機器や空調機器を所有（管理）している場合、『定期点検』などに取り組むことが義務付けられました。

日立生化学自動分析装置および検体検査自動化システムで使用している冷却ユニットは、上記の『フロン排出抑制法』で定められている第一種特定製品（冷媒としてフロン類が充填されている業務用の冷蔵機器、冷凍機器及び空調機器）に該当し、かつ圧縮機の定格出力が7.5KW以下であるため、管理者（お客様）責任においての“簡易点検（3ヶ月に1回以上）と記録保管”（機器を設置したときから廃棄するまでの全ての記録の保管）が必要になります。

弊社装置の簡易点検方法について、下記のとおりお知らせいたします。

- ご参考：環境省該当ホームページ http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/

【対象製品】

- （1）日立生化学自動分析装置の全て
- （2）日立検体検査自動化システム（遠心モジュールのみ該当）

【冷却ユニットの簡易点検方法】

- （1）日立生化学自動分析装置の点検項目
冷却ユニットの性能劣化に関わる温度制御異常のアラームが発生していないこと。
- （2）日立検体検査自動化システムの点検項目
遠心モジュールにて温度異常に関するアラームが発生していないこと。

※ 特定の製品毎に発生するアラームの内容については、お客様担当の営業あるいは、最寄のサービス会社までお問い合わせください。

【アラームが発生した場合の対処方法】

取扱説明書記載の対処を行ってください。アラームが発生し続ける場合は最寄りのサービス会社までご連絡願います。

また、ご不明な点や詳細のご確認などございましたら、お客様担当の営業、サービスあるいは下記の連絡先にお問合せください。

以上

お問い合わせ先 株式会社 日立ハイテクノロジーズ
科学・医用システム事業統括本部 那珂地区生産本部
品質保証部 医用システムQAグループ
TEL：0120-491-402/FAX：029-272-8741

株式会社 日立ハイテクフィールドディング
テクニカルサポートセンター
TEL：0120-203-812/FAX：03-5379-1685